

# 事業の承継をお考えのみなさまへ 事業承継支援資金のご案内

**資金名** 事業承継支援資金（一般保証型）

事業承継支援資金（経営承継関連保証型）

**融資対象者**

（一般保証型）

奈良県事業引継ぎ支援センター又は認定経営革新等支援機関の支援を受けて策定した事業承継計画に基づき事業承継を行おうとする者

（経営承継関連保証型）

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の規定による奈良県知事の認定(※)を受けた者

(※)知事認定のお申込み先

奈良県 産業振興総合センター 創業・経営支援部 経営支援課(0742-33-0817)

**優遇内容**

奈良県信用保証協会に対してお支払いいただく**保証料が0%**となります。

**その他  
融資条件**

融資利率：年1.575%

または

金融機関所定金利

資金使途：設備資金及び運転資金

融資期間：10年（据置1年以内）

融資限度額：1億円

担保及び法人代表者以外の連帯保証人：不要

※一般保証型と経営承継関連保証型の併用は不可



**融資の  
申込先**

（順不動）

南都銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、  
りそな銀行、京都銀行、紀陽銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、  
中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大阪シティ信用金庫、  
新宮信用金庫、京都中央信用金庫、北伊勢上野信用金庫、  
三井住友銀行、近畿大阪銀行、近畿産業信用組合、商工組合中央金庫

**お問い合わせ**

〈知事認定について〉

奈良県 産業振興総合センター 経営支援部 経営支援課 (0742-33-0817)

〈資金について〉

奈良県 産業・雇用振興部 地域産業課 (0742-27-8807)

融資や保証の決定については、金融機関や保証協会の審査により、ご希望に添えない場合もございます。また、審査に時間を要する場合がありますので、お早めにご相談ください。

# 事業承継支援資金【経営承継関連保証型】

【知事認定要】

|         |                                       |
|---------|---------------------------------------|
| 融 資 対 象 | 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく知事の認定を受けた方 |
|---------|---------------------------------------|

| 使 途               | 融資限度額 | 融資期間<br>(うち据置期間)      | 融資利率                                   |
|-------------------|-------|-----------------------|--|
| 設 備<br>運 転<br>運 設 | 1億円   | 以内<br><br>10年<br>(1年) | 【所定枠】<br>金融機関所定<br><br>【固定枠】<br>1.575% |

| 保証料率（年） |                |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---------|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| CRD区分   | 1              | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
| 保証料率（%） | 0.0%（奈良県が全額負担） |   |   |   |   |   |   |   |   |

（注）知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な次の資金が対象  
 ①議決権株式の取得資金等 ②事業用資産等の取得資金 ③事業用資産等に係る相続税または贈与税の納税資金 ④他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金または事業用資産等の返還義務を免れるための価格介償資金 ⑤ ①～④以外の事由による認定の場合は「運転資金」

|                 |  |
|-----------------|--|
| 取扱金融機関<br>(順不同) | 商工中金、りそな銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、南都銀行、京都銀行、紀陽銀行、近畿大阪銀行、中京銀行、第三銀行、関西アーバン銀行、大和信用金庫、奈良中央信用金庫、奈良信用金庫、大阪シティ信用金庫、新宮信用金庫、北伊勢上野信用金庫、京都中央信用金庫、近畿産業信用組合 |
|-----------------|--|

|         |   |
|---------|---|
| 担保及び保証人 | 奈良県信用保証協会の保証が必要。<br>担保は必要に応じて提供。<br>法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。 |
|---------|---|

|     |   |
|-----|---|
| 備 考 | <知事認定のお問い合わせ先は、以下のとおり。><br>産業振興総合センター<br>創業・経営支援部経営支援課（電話0742-33-0817）<br>※「経営承継関連保証型」と「一般保証型」との併用は不可。<br>借換不可。 |
|-----|---|